

平成28年度 淀川区自立支援協議会 第7回 子ども支援部会

日 時

平成29年3月3日(金) 10:00~12:00

場 所

淀川区役所5F 504号室

出席者

相談支援事業所；楠(あい・すまいる淀川) 大崎(わかくさ)
早田(えんじょい) 萱野(ナービス淀川)
児童発達・放課後デイ；市原(an) 中川(リアン) 中井(わくわく)
加地(いんくるーしょん) 荒谷・井内(ピース)
森本(きっずでいぼこぼ) 前川(ファミリア)
鎌田(たいよう) 坂口(コンパス)
本居・槌谷(ハッピーテラス)
三浦・菊池(はんぱーぐ)
子育てプラザ；飛田
淀川区区役所子育て支援室；北川・土屋

内 容

1. 新規事業所のご案内

- ・はんぱーぐ(淀川区西宮原)；2月1日開所。児童発達、放課後等デイサービス。月曜～土曜日開設、休業日：日曜日。営業時間は10:00～17:00、送迎サービスあり。吹田市内で介護タクシーなど訪問介護をメインに行っていたかがやき訪問介護ステーションが行っている。現在呼吸器が必要などといった医療ケアを必要としている児童が2人利用している。送迎に関しては、ストレッチャー付きの車いすでも乗降可能な車が1台あるが、訪問介護と併用して使用しているため、1日で使用できる時間帯が限られている。支援内容に関しては、療育手帳のない、受給者証のみ発行されている子どもの療育も行っていく予定にしており、入浴介助も提供している。定員は車いす利用者一人を含む10名だが、すでに今、木曜日と土曜日で車いす利用者一人が利用している状況。

2. 児童発達、放デイ事業所、淀川社協、相談事業所からの連絡・相談

[リアン]

- ・法人内で書類の自主点検を行った。伝票管理等に不備があったので、書類点検の必要性を再認識した。3月の行事に関しては、ひなまつりということでぬりえや、おやつにあられを出す予定にしている。

[わくわく]

- ・改築工事が順調に進んでいる。7月に新しい施設へ移転する予定。また、新年度を迎えるにあたって人事異動が予想されるため、保護者に繰り返し説明をしていき、理解を求める予定。

[ハッピーテラス]

- ・4月へ向けて職員を増やしていく予定。3月の行事に関しては、ひなまつりということでひなあられを用意する予定にしている。また、先月、利用者、職員各1名インフルエンザを発症。該当職員は規定にのっとり1週間欠席となった。

[コンパス]

- ・2月から新規利用が増加している。学校数も増加したため、送迎の段取りが難しくなることが予想される。

[an]

- ・平成29年度の新規受付に関しては、全体への説明が終わり、契約へと進んでいる。

[ぽこぼ]

- ・先月、職員研修としてハッピーテラス、コンパスへ見学、学校訪問を行った。4月から送迎を始める予定だが、なかなかドライバーが見つからない。

[ファミリア]

- ・開所から1年を迎えたということもあり、3月末に保護者を集めて何らかのイベントを考えている。12月から見学者が増加傾向にある。また、医療ケアを必要としている児童も増加傾向にある。ひなまつり行事としては、模造紙に折り紙を貼り、写真を取り、保護者に見てもらおうという行事を企画している。

[いんくるーじょん]

- ・3月末に消防訓練を予定している。年度末であるため、退所する利用者と入所する利用者が入れ替わる時期になっている。

[ピース]

- ・3月北区にピースオブマインドを開所する。都島のピースとはまた違う雰囲気の仕事所にする予定。現在利用者は1名。今月はひなまつり行事としてちらしずし作りや、防災訓練を兼ねて阿倍野区の防災センターに見学へ行く予定にしている。

[たいよう]

- ・3月にひなまつり行事として、牛乳パックと折り紙を用いて作品を作り、後日作品を持ち帰る予定にしている。また、おやつにクレープ作りも企画している。

[ナービス淀川]

- ・三国本町に事業所を構えこども部会の参加は今回が初めて。児童関係の相談は5件程度である。

[あいすまいる]

- ・年度末ということもあり、3月受給者証の更新件数が増加傾向にある。

[区役所]

- ・発達相談の件数がとても多い。

[淀川区子ども・子育てプラザ]

- ・年度末ということもあり、ファミリーサポートの問い合わせが増加傾向にある。登録の際は一度連絡・予約をお願いしている。

[えんじょい]

- ・2月のフリータイムは4日にクレープで恵方巻作り、18日は風船バレーをした。

3. 29年度処遇改善加算の変更と放デイ運用規定の変更について

○児発管は児童施設等での実務3年が必要

- ・児童発達支援管理責任者として厚生労働大臣が定めるものの一部改正として、児童発達支援管理責任者の実務要件として、児童に対する支援を内容とする業務に従事した期間が通算3年以上であることを課すこととなった。平成29年4月1日から施行予定となっているが、1年間の経過措置が設けられている。

○今後指導員は児童指導員等の要件や資格が必要に(指導員の半数)

- ・平成29年4月1日より、指定放課後等デイサービス事業者の指導員の半数は児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者が占めることが必要となった。障害福祉サービス経験者については、高等学校を卒業かつ2年以上障害福祉サービスに従事したものを指す。また、この省令の施行の際、現に指定を受けている指定放課後等デイサービス事業者については、1年間の経過措置がある。

○放デイ運用評価表の公表義務

- ・ホームページ等で放デイ運用評価表を公表することが義務付けられた。

4. 来年度役員とこども部会日程について

○役員人事 29年度代表・副代表

- ・代表は現段階で未決定(設立年度の古い事業所から打診中)、副代表は淀川区子ども・子育てプラザ飛田氏が留任決定。

○部会開催日程

- ・4月14日(金)、6月9日(金)、7月14日(金)、9月8日(金)、11月10(金)、1月12日(金)、3月9日(金)以上7回を予定し、基本第2金曜日で調整していく。

5. その他連絡事項

○運営委員会より

- ・次回はたらく・くらしフェスタについて

2月9日(木)に区役所5階で実施された、はたらく・くらしフェスタは50人程参加し、アンケートの回収率も非常に高かった。作業体験が非常に好評だった。次年度は区役所開庁日である6月25日(日)に区役所にて開催予定。

次回開催日：平成29年4月14日(金) 10:00~12:00

場所：未定(淀川区役所の会議室で調整中)